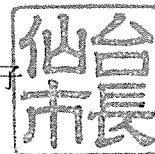


杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成16年3月19日仙台市条例第2号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により修正等検討書の提出があった下記の開発事業について、条例第18条第2項の規定により通知を行いましたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和4年6月7日

仙台市長 郡 和子



記

1 開発事業の概要

住所 東京都港区赤坂二丁目16番19号

氏名 株式会社ブルーキャピタルマネジメント 代表取締役 原田 秀雄

名称 (仮称) 太白CC太陽光発電事業

種別 区画形質の変更, 工作物の新築, 水面の埋立等

目的 再生可能エネルギー発電施設(太陽光発電)を設置するため。

内容 現在ゴルフ場となっている地形を生かして, 造成切盛土のバランスを取り土砂の搬出入が発生しない造成とし, 区域内へ約98,000枚(約51MW)のパネルを設置する事により, 東北電力の送電線へ接続する。

位置 仙台市太白区秋保町境野字峠下185-1; 仙台市太白区秋保町湯元字太夫134-1, 134-2, 仙台市太白区秋保町湯元字半銅平3, 4, 5-1, 5-2, 6, 7, 8, 9, 11, 14, 22, 24, 36, 42

面積 115.3260ヘクタール

2 通知の内容

当該修正等検討書に記載された内容は, 条例第16条第1項に基づく市長意見(令和3年1月22日付けR2都建開第1319-5号)の内容を開発事業計画書に適正に反映しており, 郊外部における適正かつ合理的な土地利用を図る上で支障がないと認められるため, 条例第18条第1項に規定する助言又は勧告を行わないものとする。

なお, 開発事業計画の検討を進めるに際しては, 国, 県等が所管する法令等を確認し, 遵守するとともに, 上述の市長意見への対応に引き続き努めること。